

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る「感染警戒対策期」への移行を受けた
学校の対応について（10月21日（金）から）

本で行われた第120回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染警戒対策期」への移行が決定されました。当面の間、学校における感染症対策について、特に対応いただきたい点をまとめましたので、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル1」に移行することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 適切なマスクの着用や手洗い、換気などの基本的な感染症対策を行うよう、児童生徒に促すとともに、保護者に対し、児童生徒の登校前の健康観察や基本的な感染症対策、児童生徒が感染者等になった場合の対応について、協力を依頼すること。
- ・ 衛生管理マニュアルに示されている学校における換気の方法や、7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の換気に関する提言等を踏まえて作成した「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、換気の徹底を行うこと。
- ・ 場面に応じた適切なマスクの着脱について、厚生労働省作成のリーフレットも参考に、児童生徒に指導するとともに、保護者にも理解・協力を求めること。なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知を行うこと。

<マスクの着用が原則不要な例>

- ・ 屋内において、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ・ 季節を問わず、徒歩や自転車での通学時
- ・ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育や運動部活動において、運動を行う場合

- ・ 児童生徒、教職員は発熱やのどの痛み等の症状がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、授業日においては出席停止とする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を担当等が確認すること。その際、担当者一人に負担がかからないよう、分担を行うこと。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、学校行事が延期になったり、部活動の試合に出場できなかったりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。

- ・ ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。

2 児童生徒等に感染者が発生した場合の学級閉鎖及び検査等

(1) 学級閉鎖の判断基準について

児童生徒に感染者が発生した場合は、同一の学級で複数の児童生徒等の感染等が判明した場合などに学級閉鎖を実施するとして文部科学省のガイドライン（令和4年8月改定版）による取扱いを基準とし、学級閉鎖等の臨時休業を判断すること。

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、感染拡大防止の観点から必要と判断した場合（感染者が1名であっても、行事の実施等で感染拡大のおそれがある場合などは、学級閉鎖を検討する。）

(2) 学級閉鎖の日数と検査の実施について

学級閉鎖を実施する場合は、原則として2日間（同一学級で5人以上の感染者が判明した場合は、原則として3日間）行うとともに、高校及び中学校は抗原定性検査、特別支援学校はPCR検査（校長の判断により抗原定性検査の活用も可）により、感染の広がりがいないか等を確認した上で、再開等を検討する。

なお、感染者が1人で学級閉鎖とならない場合であっても、行事等により学級内での感染の拡大が懸念される場合には、検査を実施する。

- ※ 感染者及び濃厚接触者に特定または該当した場合は、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- ※ 児童生徒及び教職員が感染者と判明した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図った上で、必要に応じ担当課へ報告すること。
- ※ 状況により、学級閉鎖等の臨時休業を行う場合は、保健体育課に報告し、臨時休業報告書（様式5）を提出すること。
- ※ 県立特別支援学校においては、児童生徒及び教職員が感染者となり、保健所からの助言等が必要な場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報等を保健所に提供すること。

3 各教科や特別活動等における感染症対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

(1) 各教科における対応

- ・ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討

すること。

- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案した上で、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ、適切な感染防止策を十分に講じること。
- 文化祭については、開催・公開の判断、準備や当日の運営に関して留意すべき事項を取りまとめた通知に従い、適切に対応すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底した上で、受入れを行う。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	○
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

(2) 実施上の留意点

- 「部活動実施マニュアル～10月21日以降の部活動について～」を遵守し、練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理、感染者が発生した場合の検査などによる感染症対策を徹底すること。
- 換気対策の記載を充実し改定した「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じることにより、感染予防と感染拡大防止に努めること。
- 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- 県内外での宿泊を伴う活動(オ)を実施可とするが、校長が計画等を確認した上で適切に判断することとし、移動や宿泊等にあたっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従うこと。

(3) 感染が判明した場合の活動について

【ア、イ、オ、カについて】

- 原則として、当該部活動で活動した生徒等に、複数の感染が判明した場合は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わないこと。

- ・ 同一部活動で3人以上の感染が判明した場合、原則として、自校のみの練習(ア)、県内外の他校との交流(イ、カ)、及び県内外での宿泊を伴う活動(オ)については、2日間活動を停止し、その後の再開については、校長が適切に判断すること。
- ・ 同一部活動で5人以上の感染者が生じた場合、上記の練習等(ア、イ、オ、カ)の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原定性検査等を行い、陰性を確認した上で、校長が適切に判断すること。
- ・ これまでにクラスターが発生している部活動については、より慎重な対応を行うため、活動停止の期間の延長について、保健体育課が各学校と個別に協議すること。

【ウ、エについて】

- ・ 大会主催者が定める参加基準に従うとともに、健康観察を徹底の上、参加を認めること。

5 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。
- ・ 各学校に配布されている「学校における感染症対策実践事例集(令和4年3月公益財団法人 日本学校保健会)」を参考に、感染症対策の充実につなぐこと。